

治山事業の概要

【平成19年度概算決定額(民有林治山事業) 80,852 (89,826) 百万円】

事業のポイント

国有林と民有林を一体とした計画的な事業展開や、地域における避難体制との連携による減災に向けた事業実施などの効果的な治山対策を推進します。

(我が国の山地災害の発生状況)

- ・ 全国で2千箇所を超える山崩れや地すべり等の山地災害が発生した平成17年に続き、平成18年においても梅雨前線に伴う集中豪雨等により甚大な被害が発生。
- ・ 山地災害が発生するおそれの高い箇所は、全国で約24万箇所（平成17年度末）。

政策目標

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成20年度までに4,000集落増加させます。
(約4万8千集落(平成15年度末) → 約5万2千集落(平成20年度末))

<内容>

1. 直轄治山事業

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施します。

【補助率2/3】

【直轄治山事業費(公共) 6,089 (6,523) 百万円】

2. 直轄地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止する対策工事を実施します。

【補助率2/3】

【直轄地すべり防止事業費(公共) 4,264 (4,518) 百万円】

3. 山地治山事業

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施します。

【補助率1/2】

【山地治山事業費補助(公共) 39,679 (42,653) 百万円】

4. 防災林整備事業

なだれや飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、なだれ防止林、海岸防災林、防風林等の造成を実施します。

【補助率1/2】

【防災林整備事業費補助(公共) 3,362 (4,025) 百万円】

5. 水源地域等保安林整備事業

水源かん養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安林の機能の回復を図るため、これらの機能が低下した保安林における森林の整備や、水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備を実施します。

【補助率1/2等】

【水源地域等保安林整備事業費補助（公共） 11,440（14,694）百万円】

6. 治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施します。

【補助率5.5/10】

【治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助（公共） 2,803（3,629）百万円】

7. 特定流域総合治山事業

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図るため、国有林・民有林を一体とした計画的な整備を実施します。

【補助率1/2】

【特定流域総合治山事業費補助（公共） 1,050（700）百万円】

8. 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において地すべりを誘発する地下水の排除等を行う対策工事を実施します。

【補助率1/2】

【地すべり防止事業費補助（公共） 5,404（5,911）百万円】

9. その他

【定率等】

【後進地域特例法適用団体補助率差額等（公共） 6,761（7,173）百万円】

<事業実施主体>

国、都道府県

[担当課：林野庁治山課]